特別史跡 | 岩橋千塚古墳群」魅力発信事業業務委託企画提案公募要領 | 5 (2) 質問の受付」による質問申出書 に対する回答

※質問申出書の受付順に記載

番号	対象	区分	内容
1	公募要領	質問	3 (6) ですが、弊社は同等業務の元請契約実績は多数ございますが、バスガイドツアーについ
			ては、専門性の高いグループ会社とともに業務を遂行する想定です。グループ会社とのコンソーシ
			アム形式ではなく弊社単独法人で参加させていただく前提ですが、この場合は、企画提案書内でグ
			ループ会社実績等を記載させていただき、バスガイドツアー担当者の経歴を様式13へ記載して提
			出するという理解でよろしいでしょうか。
		回答	ご理解のとおりで差し支えありません。
2	公募要領		4 (1) のスケジュールでは、応募提案書類提出期限についてです。郵送の場合は4月25日
		質問	(火)9時必着とのことですが、4月24日(月)着で郵送をさせていただく場合、ホームページ
			を拝見しますと休館日です。24日(月)着郵送で提出しても問題ございませんでしょうか。
			ただ、5(2)ウでは、4月22日(土)午後3時30分までと記載がございます。どちらが正
			しいでしょうか。
		回答	ご指摘のとおり、公募要領4 (1) スケジュール記載の応募提案書提出期限が誤りとなります。
			ついては、下記のとおり訂正します。
			【訂正】公募要領4(1)スケジュール 「※2郵送による場合は令和5年4月25日(火)午前9
			時00分までの必着とする」を「※2郵送による場合は4月22日(土)午後3時30分までの必着とす
			る」に訂正する。
3	企画提案仕様書	質問	Ⅰ総則・2(1)・③:募集人数の定員500名は会場への入場数であって、ライブ配信・録画
			配信を除くという理解でよろしいでしょうか。
		回答	ご理解のとおりで差し支えありません。
4	企画提案仕様書	質問	Ⅱ業務内容・2(1)・①:近畿圏で効率よく掲載するためには、弊社が想定する新聞社の大阪
			本社版での掲載が必要となりますが、三重県は一部エリア(伊賀・上野地域のみ)が想定新聞社の
			大阪本社版地域です。三重県については、全域掲載が必須でしょうか。もしくは、一部エリア(伊
			賀・上野地域のみ=大阪本社版地域)でも条件を満たすのかをご教示ください。
		回答	業務内容2(1)①ア掲載範囲記載の都府県において開催告知の掲載を行う必要があります
			が、掲載の都府県全域での掲載を求めていません。そのため、仕様書記載の都府県の一部エリアで
			の掲載で差し支えありません。
	企画提案仕様書	質問	Ⅱ業務内容・2 (2) -②:参加者受付とは開催当日の会場での受付のみなのか、応募時のハガ
			丰送付先、FAX送付先、WEB応募フォームや電話での質問対応などの応募事務局までを本業務の範
5		回答	囲内として受託社が行うということなのか、ご教示ください。
			開催当日の受付のみではなく、応募申込の受付(ハガキ送付先、FAX送付先、WEB応募フォーム
			や電話での質問対応など)も、本業務委託範囲です。
6	企画提案仕様書	質問回答	業務内容・2 (3) ①②:制作部数ですが、1,200部とあります。シンポジウム定員は5
			0 0 名ですが、予備含めた部数としては多い(県納品分 2 0 部含む予備だと 6 0 0 部程度が適切か
			と思います)印象です。1,200部制作で良いのかと、残りの600部程度の使用想定方法があ
			れば、ご教示ください。
			シンポジウム資料の制作部数1,200部です。シンポジウム資料は、シンポジウム終了後、和
			歌山県立紀伊風土記の丘から当館関係者・関係機関への配布を予定しています。
7	企画提案仕様書	質問	業務内容・2(6):バスガイドツアーについて、参加者からの集金は昼食(弁当)手配を希
			望された方からの弁当代のみの想定でしょうか。仕様書の「総則の2(2バスガイドツアー)④参
			加費では「入館料・弁当代(希望者のみ)」という記載、事業計画 II - (2) に「紀伊風土記の丘資
			料館入館料又は無料」という記載がございます。これらの記載は今後入館料は無料とするかを検討
			中ということなのか、入館料を参加者から徴収するのか業務委託料で負担するかは提案者次第とい
			う理解で良いのか、ご教示ください。
			バスガイドツアー参加者からの集金は、昼食(弁当)手配を希望された方から弁当代のみの予定
		_ ^A	
		回答	入館料は、ご指摘のとおり入館料を参加者から徴収するか否か、調整中です。参加者から入館料
			を徴収する場合、受託事業者に集金をお願いする場合を想定していますが、参加者の入館料を業務
			委託料で負担いただくことはありません。